

第5 登別管理計画区

1 地域の概要

この管理計画区は、本公園南端の登別温泉及び倶多楽湖と来馬岳から北へ連なるオロフレ峠、ホロホロ山、白老岳にかけての山岳地及びその山麓の一部からなる地域である。

登別は倶多楽火山西麓に位置し、倶多楽カルデラを生成させた後に日和山や笠山、地獄谷、大湯沼等の爆裂火口を生じさせた火山活動は今も続き、地獄谷をはじめ各所で地獄現象が見られるほか、我が国屈指の豊富な温泉が湧出している。

倶多楽湖は、倶多楽火山の活動により生じた直径約2.5キロメートルの円形をなすカルデラ湖で、透明度では、摩周湖に次ぐ我が国第2位の記録（1989年、23.8メートル）を持つ。カルデラ内壁の自然もよく保たれており、その静かな環境や清澄な水質から神秘的な湖と呼ばれている。

地獄谷や大湯沼周辺では、硫気や酸性土壌の影響を強く受けた特有の植生が発達しており、その周辺をミズナラを主とする自然林が取巻いている。来馬岳から白老岳にかけては比較的なだらかな山地を成し、ダケカンパ、エゾマツ、トドマツ等を主とする森林に覆われ、稜線部には高山植物も豊富に生育している。この山地南部の東西両山麓には、カルルスや北湯沢をはじめ数ヶ所で温泉が湧出している。

当地区の利用は南部に集中しており、北部のオロフレ山から白老岳にかけての山岳地帯の利用は少ない。登別温泉は、古くから名湯として全国にその名を知られており、年間450万人の利用者があり、そのうち宿泊利用者は149万人（平成6年度）に達している。特に昭和60年秋の道央自動車道登別インター開通以降、急激な利用増がみられる。

また、カルルス温泉や北湯沢温泉も昔から山間の静かな温泉として知られ、国民保養温泉地に指定されている。

土地所有は、登別やカルルス、北湯沢、蟠溪等の温泉地周辺が私有地となっているほかは大部分が国有林である。

保護規制計画は、地獄谷が特別保護地区となっているほか、倶多楽湖、登別、カルルス、オロフレ山から白老岳にかけての一带と北湯沢と蟠溪をつなぐ道路沿線及び白老町と大滝村を結ぶ道路沿線が特別地域に指定されている。

2 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

- ア 登別の温泉市街地を取り巻く森林や火山地帯及び倶多楽湖カルデラ内側の自然環境の保全を図る。
- イ 北部の山岳地帯については、できる限り現在の自然環境の保全が図られるよう努める。
- ウ 倶多楽湖については、神秘的な湖の織りなす原始性に富んだ景観の保護及び清澄な水質の保全を図る。

(2) 利用に関する方針

- ア 当地区の自然探勝や散策利用を推進するため、利用者の安全の確保に特に留意しつつ必要な公園利用施設の整備を図る。
- イ 地獄谷や大湯沼周辺の有毒ガスの発生や転落、熱傷等の危険がある個所について、利用者の安全確保を図るための適切な規制や誘導方法等を関係機関と検討する。
- ウ 公園施設の維持管理及び地区の美化清掃等については、美化財団による事業が適正に行われるよう指導する。
- エ 市街化の進んだ登別温泉街については、地元の街づくりの動きと連携して地区の再開発や建築物、看板等のデザイン、色彩の統一等長期的な視点に立った快適な環境づくりに努める。

記述追加の検討

- （・温泉街を南北に貫く道道のバイパス道路と泉源公園が完成し、天然足湯や、手湯、間欠泉などに気軽に触れあえる施設の充実を図り、温泉保養地らしい魅力づくりを検討する。
- ・周辺の自然環境を活かした散策や体験活動を推進し、通過型から滞在型への転換を図る必要がある）

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)及び「支笏洞爺国立公園にかかる特定地域における特定行為の認定について」(平成7年11月6日環自国第361-1号)によるほか、以下の取扱方針によって運用する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>登別集団施設地区を取巻く森林や火山地帯(地獄谷特別保護地区及び第1種特別地域内)及び倶多楽湖カルデラ内側の区域においては、原則として森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は認めないものとする。なお、当地区最大の利用拠点として密集化した市街地を形成する登別集団施設地区については、自然景観との調和のみならず、美しく落ち着いた街並みづくりを図る。</p> <p>①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とし、やむを得ず陸屋根にする場合にはパラペット等によりデザイン上の処理を行う。</p> <p>②屋根の色彩 原則としてこげ茶色又は赤錆色とする。ただし、自然材料(銅板を含む。)を使用する場合はこの限りでない。</p> <p>③外壁の色彩 原則としてクリーム色系、白色系、灰色系、茶色系とする。</p>
(2) 道路	全域	登別集団施設地区をはじめ利用拠点における既存道路の改修等に当たっては、付帯歩道の整備、緑化修景等で落ち着いた美しい街並みの創出を図る。
(3) 電柱	全域	利用拠点及び主要利用動線周辺のもの、極力電線路の地下埋設化を進める。
(4) その他の工作物	全域	色彩は原則として灰色系又はこげ茶色系とする。
2 木竹の伐採	全域	利用拠点の周辺、公園車道及び歩道から望見される地域においては、風致への影響が少ない施業方法とする。
3 土石の採取	全域	温泉ボーリングについては、行為後の施設による風致上の問題を併せて審査し、風致上支障の生じないものに限り認める。
4 広告物 (1) 営業用広告物	全域	公園利用者に不快感や過度の印象を与えないようにするとともに、道路沿線の景観の保護に留意し、市街地や集落地においては、調和のとれた美しい街並みの創出が図られるよう

記述追加の検討(技術的に地下埋設ができない場合、電柱の色彩はこげ茶色とする)

記述追加の検討(携帯アンテナ用、送信用鉄塔、治山及び砂防施設の取り扱い)

		<p>設置個所や要件については次のとおりとする。</p> <p>①設置個所</p> <p>ア 原則として現に営業を行っている自己の敷地内以外には設置を認めない。</p> <p>イ 施設が公道に面していない場合は、必要に応じて進入路分岐点に誘導標の設置を認めるが、多数設置されている地区にあつては、集合看板とする。</p> <p>②要件</p> <p>ア 色彩は、原則として白色、黒色、こげ茶色を基調とするが赤、青、黄の原色等であっても、シンボルマーク等の部分的な使用であれば認める。</p> <p>イ 特定の商品名やスポンサー名の指示は、極力行わない。できる限り自然材料を用い、自然と調和したデザインとする。</p>
(2) 公共的広告物	全域	<p>公共団体、観光協会等が利用者に情報を提供するために設置する案内板、地名表示板、歓迎塔等の公共的な広告物は、地区の広告物の模範となるべき内容を備えたものとする。</p> <p>①設置個所</p> <p>利用者の見やすい場所に設置するものとするが、風致上の支障も考慮して適正に配置する。</p> <p>②要件</p> <p>色彩や表示内容、デザイン等については営業用広告物と同様の取扱いとするが、特に材料については極力自然材料を用いる。</p>

記述変更の検討（「公道」→「主要幹線道路」変更し内容の明確化を図る）
 記述追加の検討（広告物の設置箇所は、眺望や展望の妨げになる箇所を避ける）

記述追加の検討（ただし書き、色彩については登別集団施設地区内において、地区毎に別途統一的に定める場合はこの限りではない）旨、記述の追加を検討する。

記述変更の検討（「できる限り」→「極力」）

記述追加の検討（ただし書き、色彩については別途統一的に定める場合はこの限りでない。）

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路（車道）	全域	<p>法面は、張芝等により緑化するとともに、擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等を使用する。また、防護柵は原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。</p> <p>付帯する建築物については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p>
	白老線	<p>白老町と大滝村を結ぶ路線で、平成9年度供用開始に向け現在工事中である。開通後の利用状況を見て、白老峠や白老滝などの利用拠点に必要な施設の設置を検討する。</p>
	北湯沢蟠渓線	<p>洞爺湖や登別方面と支笏湖方面を結ぶ路線として重要性が増してきており、幅員が狭く急カーブが連続する北湯沢地区で大幅な改良（付け替え）が計画されている。地区の自然環境に配慮した路線や工法とする。</p>

記述変更の検討（既に供用開始されている）

記述変更の検討（北湯沢地区の改良工事の進捗状況を踏まえた記述）

	登別オロフレ線	洞爺湖方面と登別方面を結ぶ重要な路線で沿線の眺望に優れている。今後、改良に当たっては、沿線の景観保持に努める。
	登別倶多楽湖線	登別と倶多楽湖を結ぶ路線であるが、幅員が狭いため大型車の乗り入れが制限されている。今後の拡幅については、地区の自然環境の保全及びもろく崩れやすい地形地質に留意し、慎重に検討する。
2 宿舎	全域	付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）による。
	登別	<p>函館と札幌を結ぶ観光ルート上にあつて、春から秋にかけてのツアー客や冬の湯治客等年間を通して多数の利用客がある。今後は古い歴史のある温泉地にふさわしい街並みの維持、創出に配慮しつつ、施設の充実を図る。</p> <p>建築物の規模は、高さは最高40メートル以下、本屋の高さ34メートル以下とする。</p> <p>高さの計測は次のとおりとする。</p> <p>「建築物の公道に面する部分が接する敷地の平均地盤を基準線とする。なお、増築の場合は、増築部分が接する敷地のみの平均地盤とし、また、造成地盤については、植樹帯（緑地帯）を伴うものであり、かつ、土留擁壁等が自然石等であり、周辺の地形に馴染むものであれば、造成地の天端の平均地盤を基準線とする。」</p> <p>デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。</p> <p>なお、宿舎本体がパラペット等により風致上の配慮がなされている宿舎に付帯する浴場棟、従業員宿舎、駐車場等については、以下の要件に全て該当する場合に限り、パラペットとしないこと、又は切妻、寄棟以外の屋根とすることを認める。</p> <p>①主要な利用動線として地区中央を通る公園計画車道（道々）及び主要な利用拠点である地獄谷等から望見されないこと。</p> <p>②比較的小規模なものであること。</p>
	カルルス温泉	森林に囲まれた静かな温泉地である。現在の雰囲気を変えないよう、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	北湯沢温泉・蟠溪温泉	長流川の渓流沿いの静かな温泉街であるが、近年の道路改良により到達性が改良され、利用者も増加しつつある。現在の自然環境を維持するため、高さは20メートル以下とし、デザインや色彩については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
3 園地	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、

項目の追加、記述追加の検討（オロフレ山線）

- ・オロフレ山線
オロフレ峠から山頂へ至る登山道で、近年都市部からの利用者の増加している。公園事業の執行に当たっては、注意標識の設置により利用者の安全性の確保に努める。また登山道の一部に浸食が発生しているため土留めの措置を検討する。

		(1)の①～③と同様とする。
	登別	地獄谷の地獄現象や特有の植生を観察し探勝するための探勝歩道や展望広場及び公衆便所が整備されている。温泉宿泊者の散策や自然探勝利用を促進するため施設の充実を図り、大湯沼展望台や舟見山を巡る歩道の改良、路傍園地の整備等について検討する。 なお、転落や落石、火傷等の危険がある個所については、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備を図る。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
	四方嶺	熊牧場やアイヌ集落を再現したユーカラの里、博物館等が整備されている。施設の区域や規模等は現状程度とする。
	カルルス温泉	温泉宿泊利用者の散策や保健休養のための園地として整備を図る。
	倶多楽湖畔	倶多楽湖の展望や休憩、探勝のための広場(園地)、駐車場、公衆便所等が整備されている。到達道路の改良に伴い利用者は増えており、自然環境の保全に留意しつつ、園地や駐車場の拡張、解説板、園路の設置等施設の充実について検討する。
	オロフレ峠	洞爺湖と登別の中間に位置する峠で、展望園地として駐車場や公衆便所、休憩所が整備されている。 施設の維持管理や美化清掃については、美化財団の協力を得る。
	倶多楽湖南	倶多楽湖の展望のための小規模な園地の整備を検討する。
	北湯沢温泉	道路改良工事に伴って発生する路傍残地、旧道等を園地として整備することを検討する。
4 野営場	全域	付帯する建築物については、前記第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	倶多楽湖畔	施設の整備に当たっては、風致景観の維持及び汚水排水が直接湖に流入しないよう留意する。
	カルルス温泉	地域の自然環境の保全に留意しつつ施設の整備を図る。
5 スキー場	カルルス	「国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて」(平成3年6月7日環自国第315号)及び別紙「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)による。また、堆積した粒状の火山灰で土砂の移動が激しいため、スキーコースの緑化が課題となっている。適切な緑化方法について検討するとともに

記述変更の検討(施設整備の現状をふまえる)

記述変更の検討(周辺道路の状況に変化があり、利用状況が変化したことを踏まえる)
(・洞爺湖と登別の中間に位置する峠で、道道のバイパストンネルの完成後、休憩所は利用者が減少し撤去された。現在は展望園地として駐車場と公衆便所が整備されており、オロフレ山への登山拠点でもある。施設の一部は老朽化しているため利用動向をふまえて更新等の必要性を検討をする。施設の維持管理や美化清掃については、自然公園財団の協力を得る。)

項目の削除(公園計画点検により利用計画が削除)

項目の削除(公園計画点検により利用計画が削除)

		早期の緑化を図る。
6 運動場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)による。
	カルルス温泉	テニスコート、ゲートボール場等を備えた既設のスポーツランドがある。今後の整備に当たっては、道路沿線の修景緑化に配慮する。
7 舟遊場	倶多楽湖	公園利用者の舟遊び及び釣りのためのレストハウスや棧橋が整備されている。倶多楽湖の自然環境を保護するため、施設は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
8 駐車場	全域	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。
	登別	地獄谷の園地利用のための駐車場として利用者が多い。最近の日帰り利用者の急増による温泉内の渋滞解消を目的とした、地区内の交通のあり方について総合的な見地から検討する。施設の維持管理や美化清掃については美化財団の協力を得る。
	カルルス温泉	施設の規模は現状程度とし、必要な付帯施設を整備する。
9 給油施設	登別	付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。 商標の掲出は必要最小限とする。
10 索道運送施設	登別	登別四方嶺園地への到達のための索道で、循環式及び交走式の2路線のほか、登別温泉街から駅舎までのリフトが整備されている。施設の規模は現状程度とする。 付帯する建築物については、前記 第5、3、(1)、1、(1)の①～③と同様とする。

4 地域の開発、整備に関する事項

洞爺湖地区と同様に地域の目指す滞在型利用の推進の一助となるよう、温泉地周辺の優れた自然環境を活用し、利用者の自然とのふれあいを促進するための散策歩道や園地、解説施設等の整備に重点を置くものとする。特に登別地区では、温泉街の中においては道々のカラーブロック化や擬木街路灯の整備、店舗の色彩や形態の統一等街の再整備が進められておりこれに積極的に協力し指導助言を行うとともに、地獄谷や大湯沼等の火山現象や地獄現象、独特の優れた植生を採勝するための園路等の整備及び大湯沼と温泉街と結ぶルートの設定について関係機関に働きかける。

記述変更の検討(道道の再整備の進捗状況をふまえる)

また、当地区内では北湯沢地区の道々（北湯沢蟠溪線）の付け替え、白老町と大滝村を結ぶ道々（白老線）の整備等主要利用道路の大きな改良や整備工事が進行中であり、完成後には各地区の利用動向に大きな影響を及ぼすことが予想されるので、各地区における公園利用施設の整備について、関係機関と調整を図る。

5 土地及び事業施設の管理に関する事項

自然公園美化管理財団事業

登別地区においては、美化財団が昭和58年9月より駐車場を運営することにより美化清掃や公園施設の維持管理、軽微な補修、緑化事業等を行っている。これらの事業が円滑で適切に行われるよう指導する。

6 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア この地区での自然とのふれあいを積極的に推進するため、各園地にその地区の自然環境等を解説する解説板を設置するよう指導する。また、今後「自然に親しむ運動」期間を中心に自然観察会等を開催するよう関係機関に協力を求める。

イ 登別美化センターについては、展示及び案内等ビジターセンター的機能の充実に努めるよう指導する。

(2) 利用者の規制

倶多楽湖の水質を保全するため、レジャーボートの持ち込みや釣り等の湖面利用の規制について検討する。

(3) 利用者の安全対策

地獄谷や大湯沼は爆裂火口跡であり、硫気や蒸気の噴出、熱湯の湧出等から利用者の安全を確保するため、常に調査研究機関及び関係機関からの情報の収集に努めるとともに、安全柵や立入防止柵、注意標識等利用者の安全確保のための施設の整備に配慮する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園内利用拠点（壮瞥町及び登別市管内）の美化清掃は、美化財団が環境庁の国立公園清掃活動補助金を受け、関係機関の協力を得ながら実施している。この事業が適切に行われるよう指導する。毎年8月の第一日曜日の自然公園クリーンデーには、登別地区において美化財団が中心となってゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っているので、今後とも関係機関に協力を求め実施する。

(2) 修景緑化計画

ア 登別温泉市街については、潤いのある街づくりのため河川敷や公共施設敷等を活用して、積極的に緑化修景が図られるよう関係機関に働きかける。

イ 登別やカルルス周辺は、土壌条件が悪いため土地の形状変更を最小限に留めるとともに表土の保全を図り、緑化が早期に完成するよう指導する。

記述変更の検討（道々北湯沢蟠溪線と道々白老線の整備状況をふまえる）

記述変更の検討（「自然公園美化管理財団」→「自然公園財団」）

記述内容の検討（老朽している解説標識や誘導標識については、国際化対応も含めて再整備を図るよう指導する）

記述追加の検討

（ウ 高山植物の盗掘や歩道外への踏み込み防止対策などを記述）

記述内容の検討（清掃活動事業委託の現状をふまえる）